

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所あさがお
所在地	神奈川県横浜市旭区若葉台3丁目5番1号
事業者指定番号	1473202958号〔特定事業所Ⅲ〕
管理者・連絡先	管理者 牛越 左都子 電話045-921-1256
介護支援専門員	1名（管理者兼務） 2名（常勤専従）
サービス提供地域	横浜市 旭区 緑区 青葉区 瀬谷区 都筑区
サービス提供時間	月曜日から土曜日 祝祭日を含む 8:30～17:30 窓口営業時間 9:00～17:00 但し、12月29日から1月3日までを除く 但し、電話等により24時間連絡できる体制を確保しています。
併設事業所	訪問看護ステーションあさがお

2 事業所の職員体制等

職 種	業務内容	人 員
管理者	管理	1名（常勤兼務）
介護支援専門員	介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画を作成します。	3名以上 (常勤兼務1名、常勤専従2名以上)

3 利用者負担金

- (1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとなります。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、通常の事業の実施地域を越えた所から、1kmあたり100円の交通費（実費）の支払いが必要となります。

4 当法人のサービスの方針等

利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って要支援・要介護状態にある方が、可能な限りその居宅において、その方の有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、適切なサービスを総合的かつ効率的に提供するように配慮します。

居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けるサービス事業所は、利用者が選択できます。利用者が選択できるよう、特定のサービス種類、事業所に偏することないように公平かつ中立に複数の事業所を根拠に基づき提案します。

利用者およびその家族は、事業者がケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

当月より遡り、過去6ヶ月間に作成したケアプランにおける総数において、

- ・訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
- ・サービスごとに同一事業所によって提供された割合（上位3位まで）

以上を文書として交付し、説明します。

5 居宅介護支援の内容

- 一 利用者が居宅サービスの選択に資するができるよう、当該地域のサービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供します。
- 二 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- 三 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
- 四 サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。
- 五 居宅サービス計画の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画とします。
- 六 居宅サービス計画に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- 七 居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付します。
- 八 利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行います。
- 九 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）します。モニタリングの結果についてはその都度記録します。

6 事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、前項の事故及びその事故に際してとった処置について記録します。
- 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を適正に行います。

7 その他の運営についての留意事項

- (1) 事業所は従業者の質的向上を図るため、新規採用時と年1回以上の研修の機会を設け、業務体制を整備します。
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。

8 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当社お客様相談コーナー	電話番号	045-921-1256
	Fax番号	045-489-6556
	管理者	牛越 左都子
	対応時間	9:00 ~ 17:00

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

横浜市 はまふくコール	電話番号	045-263-8084
	月～金（土日祝日及び12/29～1/3除く）	9:30～17:00
神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地	神奈川県横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447
旭区役所	高齢・障害支援課	045-954-6061
緑区役所	高齢・障害支援課	045-930-2315
青葉区役所	高齢・障害支援課	045-978-2479
瀬谷区役所	高齢・障害支援課	045-367-5714
都筑区役所	高齢・障害支援課	045-948-2313
対応時間 月曜日から金曜日8:45～17:00（祝祭日除く）		

9 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	医療機関
	主治医
	連絡先
緊急連絡先	氏名
	連絡先

入院時は担当ケアマネジャーの連絡先を入院医療機関にお知らせ下さい。

10 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人 赤枝会
代表者名	理事長 須田 香澄
所在地・電話	住所 神奈川県横浜市旭区上川井町578-2 電話番号 045-921-3333
業務の概要	医療法人赤枝会赤枝病院 (横浜市旭区) 診療所・人工透析 三保の森クリニック (横浜市緑区) 介護老人保健施設 グリーンリーブズ赤枝 (横浜市旭区) 介護老人保健施設 しょうじゅの里大和 (大和市) サービス付高齢者専用住宅 タオルミーナ (横浜市緑区) 訪問看護ステーション あさがお (横浜市旭区)

令和 年 月 日

重要事項について文書を説明し、交付しました。

事業所 居宅介護支援事業所 あさがお

説明者

重要事項の説明を受け、同意のうえ重要事項説明書の交付を受けました。

利用者 氏名

代理人又は立会人 氏名

(続柄)